

産業廃棄物（焼却処分廃プラスチック類）

処分業務 仕様書

（仕様書の範囲）

第1条 この仕様書は、川崎市委託（単価）契約約款第1条に規定する設計図書として、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の処分業務について定める。

（発注者の責務）

第2条 発注者は、委託する産業廃棄物の適正な処分のために必要な次の情報を、書面をもって受注者に提供し、これらの写しを本仕様書に添付する。

- （1）産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- （2）通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
- （3）他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- （4）日本産業規格C 0 9 5 0号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- （5）委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその事項
- （6）その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

2 発注者は、委託契約期間中、前項に定める事項について変更があった場合には、受注者に対し速やかに書面をもってその旨の内容及び程度の情報を通知しなければならない。

（受注者の遵守事項）

第3条 受注者は、この契約の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）、その他の関係法令を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、受託した産業廃棄物の処分について、周辺の生活環境に影響を及ぼすことがないように行わなければならない。
- 3 受注者は、受託した産業廃棄物の処分後の残渣物（以下「中間処理産業廃棄物」という。）について、自らの責任において適正に処理しなければならない。

（委託する産業廃棄物）

第4条 この契約で発注者が受注者に処分を委託する産業廃棄物は、次のとおりとする。ただし、予定数量は推定量を示すものであり、社会的要因等から変動することがある。

産業廃棄物の種類	予定数量	単位	備考
廃プラスチック類	12,500	Kg	性状：固形 荷姿：バラ

（委託する業務の内容）

第5条 発注者は、次のとおり前条の産業廃棄物の処分業務を受注者に委託する。

事業場（処分施設）の名称	
事業場の所在地	

処 分 の 方 法	
処 分 施 設 の 能 力	

2 処分施設への産業廃棄物の搬入は、発注者が委託した収集運搬業者が行う。発注者が委託した収集運搬業者の名称、許可の内容等は次のとおりである。

(1) 収集運搬業者の名称等

氏 名 又 は 名 称	
所 在 地	
代 表 者 氏 名	

(2) 収集運搬業者が有する許可の内容（この契約の履行に必要なものに限る。）

	積 出 地（発生場所）	運 搬 先（最終目的地）
許可都道府県・政令市		
許 可 番 号		
許 可 の 有 効 期 限	年 月 日	年 月 日
事 業 の 区 分		
事 業 の 範 囲		
許 可 の 条 件		
積 替 保 管 の 可 否		

3 受注者が行う中間処理産業廃棄物の最終処分の内容は、次のとおりである。

事 業 場（施設）の 名 称	最終処分一覧のとおり
事 業 場 の 所 在 地	別紙のとおり
最 終 処 分 の 方 法	別紙のとおり
施 設 の 能 力	別紙のとおり

(委託料金)

第6条 この契約における委託料は、次のとおりとする。

産業廃棄物の種類	処分方法	委託料（単価）	単 位	備 考
廃プラスチック類	焼却		円	

2 受注者は、業務完了届に記載した産業廃棄物の処分量に契約単価を乗じた額に消費税及び地方消費税額を加えて計算した金額を、川崎市委託単価契約約款第15条に基づいて発注者に対し請求し、発注者はこれに基づき委託代金を1ヵ月ごとに支払うものとする。

(委託期間)

第7条 業務の委託期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

(受注者の事業範囲)

第8条 受注者の事業範囲は次のとおりである。

許可都道府県・政令市	
許可番号	
許可の有効期限	年 月 日
事業の範囲	
許可の条件	

- 2 受注者は、前項の事業範囲を証するものとして、産業廃棄物処分業の許可証の写しを発注者に提出し、発注者は、これを本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、発注者は、これを本仕様書に添付する。

（電子情報処理組織及び産業廃棄物管理票の使用）

第9条 発注者及び受注者は、廃棄物処理法の規定に従って、電子情報処理組織（以下「電子マニフェスト」という。）又は産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を、別表に定める方法により、使用するものとする。

（業務完了届の提出）

- 第10条 受注者は、受託した産業廃棄物の処分業務が完了したときは、情報処理センターに対して行う報告、又は紙マニフェストの写しの送付とは別に、川崎市委託（単価）契約約款第14条に基づく業務完了届を発注者に提出しなければならない。
- 2 業務完了届は、前月に処分を完了した産業廃棄物の種類及び数量を記載し、毎月10日（3月においては3月31日以前の開庁日）までに提出するものとする。

（契約の解除）

第11条

発注者又は受注者は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は川崎市委託（単価）契約約款若しくは法令等の規定に違反するとき、又は発注者及び受注者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

（委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱いに関する事項）

- 第12条 川崎市委託（単価）契約約款の規定又は法令の規定により契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処分を受注者が完了していないときは、その理由が発注者の責による場合を除き、当該産業廃棄物を受注者の責任で処分した後でなければ、契約を解除することができない。
- 2 その他、委託契約を解除した場合の取扱いについては、川崎市委託（単価）契約約款による。

（再委託の制限）

- 第13条 受注者は、原則として、発注者から受託した産業廃棄物の処分業務を他人に再委託してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約期間中に当該業務を受注者が他人に再委託するやむを得ない事情が生じたときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第6条の12第1号に基づく書面により、発注者の承諾を得て、施行令第6条の12に規定する再委託基準に従い、これを行わなければならない。

（その他）

第14条 その他の取扱いについては、川崎市委託（単価）契約約款による。

1 次マニフェスト	2 次マニフェスト	使用の方法	
電子マニフェスト	電子マニフェスト	発注者	(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、引き渡した日から3日以内※に電子マニフェストを利用して情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 (2) 発注者は、情報処理センターより、当該産業廃棄物の処分が終了した旨及び当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。
		受注者	(1) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、処分が終了した日から3日以内※に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに処分が終了した旨を報告するものとする。 (2) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、引き渡した日から3日以内※に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 (3) 受注者は、情報処理センターより、当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。
電子マニフェスト	紙マニフェスト	発注者	(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、引き渡した日から3日以内※に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 (2) 発注者は、情報処理センターより、当該産業廃棄物の処分が終了した旨及び当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。
		受注者	(1) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、処分が終了した日から3日以内※に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに処分が終了した旨を報告するものとする。 (2) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、紙マニフェスト（2次紙マニフェスト）に必要事項を記載して交付するものとする。 (3) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物の最終処分を受託した者から紙マニフェストの写し（受注者が最終処分を委託するときに交付した2次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨が記載されたもの。）の送付を受けた場合において、紙マニフェストの写しの送付を受けた日から3日以内※に、電子マニフェストを利用し、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 (4) 受注者は、2次紙マニフェストの写しを送付された日から5年間保存するものとする。
紙マニフェスト	電子マニフェスト	発注者	(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、紙マニフェストに必要事項を記載して交付するものとする。 (2) 発注者は、紙マニフェストの写しの送付を受けた日から5年間保存するものとする。
		受注者	(1) 受注者は、当該収集運搬業者から産業廃棄物の引き渡しを受けたときは、これと同時に紙マニフェストの交付を受けなければならない。 (2) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、紙マニ

			フェストに必要事項を記載し、処分が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者及び当該産業廃棄物を搬入した収集運搬業者へ送付するものとする。 (3) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、引き渡した日から3日以内※に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 (4) 受注者は、情報処理センターより、当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。 (5) 受注者は、1次紙マニフェストを1次紙マニフェストの写しを送付した日から5年間保存するものとする。
紙マニフェスト	紙マニフェスト	発注者	(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、紙マニフェストに必要事項を記載して交付するものとする。 (2) 発注者は、紙マニフェストの写しの送付を受けた日から5年間保存するものとする。
		受注者	(1) 受注者は、当該収集運搬業者から産業廃棄物の引き渡しを受けたときは、これと同時に紙マニフェストの交付を受けなければならない。 (2) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、紙マニフェストに必要事項を記載し、処分が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者及び当該産業廃棄物を搬入した収集運搬業者へ送付するものとする。 (3) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物の最終処分を受託した者から紙マニフェストの写し（受注者が最終処分を委託するときに交付した2次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨が記載されたもの。）の送付を受けた場合において、その日から10日以内に、紙マニフェストの写し（発注者が受注者に交付した1次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨を受注者が記載したもの。）を発注者へ送付すること。 (4) 受注者は、1次紙マニフェストを1次紙マニフェストの写しを送付した日から5年間保存するものとする。 (5) 受注者は、2次紙マニフェストの写しを送付された日から5年間保存するものとする。

※土日祝、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。